

平成 27 年度再チャレンジ研修要領

(目的)

第1条 現在看護業務に就いていない看護職有資格者が、病院等における最新の看護知識・技術の習得を図り、看護職が不足する施設の就業を促進する。

(対象者)

第2条 就業を希望する看護職有資格者とする。

(期間)

第3条 平成 27 年 4 月～平成 28 年 3 月とする。

(施設・日程・時間)

第4条 公益社団法人山口県看護協会(以下「看護協会」という。)は、受講者の希望と研修施設の都合を調整し、研修施設・日程・時間を決定する。

(内容)

第5条 研修施設は、受講者のニーズに合った講義・演習・見学実習を実施する。研修内容については、研修期間中も協議ができるものとする。

2 研修においてはシミュレーターを使用し、人体による医療行為はできないものとする。

(準備・留意点)

第6条 受講者は、研修にあたり下記のことを留意しなければならない。

- (1) 研修にあたっては施設の指示に従う。
- (2) 守秘義務を厳守する。
- (3) 緊急時は研修施設と看護協会へ連絡する。

(指導者)

第7条 研修施設の指導者は、施設が最も適当とする職員を充てるものとする。

(事故の防止・事故の責任)

第8条 受講者及び研修施設(指導者を含む)は、医療事故等の防止に最大限努めなければならない。

2 研修中の事故に対しては、事前に日本看護協会の「看護職賠償責任保険」に加入するか、自己の責任により対応するものとし、研修施設及び看護協会は責任を負わない。

3 受講者が自宅と研修施設を往復する途上で交通事故等に遭った場合には、本人が加入する「損害保険」「自動車保険」等により対応するものとする。

(就業・雇用)

第9条 受講者は研修終了後施設へ就業する義務を負わない。但し、両者の協議の上、受講者が就業を希望した場合には、研修施設は随時雇用できるものとする。

(記録)

第10条 受講者は、研修終了後研修記録を 2 部作成し、看護協会へ提出する。

(謝礼)

第11条 研修に伴う謝礼は、1 人につき 1 日 5,000 円とし、研修施設の請求に基づき看護協会が支払うものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるものの他、研修に関する事項は、山口県健康福祉部医務保険課、看護協会及び研修施設がその都度協議して定めるものとする。

本事業に関する事務は山口県ナースセンター(看護協会内)が取り扱う。

附 則

この要領は、平成 26 年 9 月 5 日から施行する。

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日一部改正